平成29年度　中小企業庁支援策のご案内

経営サポート

技術革新・経営強化・IT活用を支援します

＜技術革新・経営強化＞

1．中小企業のものづくり支援

・中小ものづくり高度化法……P2
・戦略的基盤技術高度化支援事業（補助金）……P3
・革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業（補助金）……P4

2．技術開発・経営強化の支援

・中小企業技術革新制度（SBIR制度）……P5
・新連携……P6
・商業・サービス競争力強化連携支援事業（補助金）……P7
・経営革新……P8
・経営力向上……P9

3．事業実施にあたって活用できる支援制度

・日本政策金融公庫の特別利率による融資制度……P10-11
・信用保証の特例……P12
・食品流通構造改善促進機構による債務保証……P12
・中小企業投資育成株式会社法の特例……P12
・特許料等の減免……P13
・スタンドバイ・クレジット制度……P13
・研究開発税制、設備投資税制……P14-15

＜IT活用支援＞

1．IT導入支援策

・サービス等生産性向上IT導入支援事業（補助金）……P16
・日本政策金融公庫の特別利率による融資制度……P17
・IT設備導入税制……P17

2．IT導入計画の策定支援

・戦略的CIO育成支援事業……P18
・IT関連の専門家等派遣事業……P18
・スマートものづくり応援隊……P19
・スマートものづくり応援ツール・IoTユースケースオンラインマップ……P19

中小企業庁

1 中小企業のものづくり支援

① 中小企業の「ものづくり基盤技術」を強化します

中小ものづくり高度化法

中小ものづくり高度化法に基づいて、デザイン開発、精密加工、立体造形等の「特定ものづくり基盤技術（12技術）」に関する研究開発等を国が支援します。

対象・要件

「特定ものづくり基盤技術高度化指針」に沿った研究開発計画を作成し、国の認定を受けた中小企業者

特定ものづくり基盤技術（12技術）

①デザイン開発	②情報処理	③精密加工	④製造環境
⑤接合・実装	⑥立体造形	⑦表面処理	⑧機械制御
⑨複合・新機能材料	⑩材料製造プロセス	⑪バイオ	⑫測定計測

特定ものづくり基盤技術高度化指針

12技術について、中小企業・小規模事業者が目指すべき技術開発の方向性をとりまとめた将来ビジョンです。12技術それぞれについて、医療・健康分野、環境エネルギー分野、航空宇宙分野などの成長分野及び自動車・情報家電などの川下製造業者が抱える課題や、その課題を踏まえて中小企業・小規模事業者が実施すべき技術課題が整理されています。

高度化指針は、下記中小企業庁ホームページに掲載しています。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html

中小ものづくり高度化法ポータルサイト

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm

支援内容

- 戦略的基盤技術高度化支援事業（３ページ参照）
- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（10ページ参照）
- 中小企業信用保険法の特例（12ページ参照）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（12ページ参照）
- 特許料等の減免（13ページ参照）

お問い合わせ先
- 中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL.03-3501-1816
- 最寄りの経済産業局（最終ページ参照）

② ものづくり基盤技術の研究開発資金を提供します

戦略的基盤技術高度化支援事業

中小企業・小規模事業者が大学・公設試等の研究機関等と連携して行う、製品化につながる可能性の高い研究開発、試作品開発等及び販路開拓への取組を一貫して支援します。

対象・要件

中小ものづくり高度化法の認定を受けたものづくり中小企業・小規模事業者、大学、公設試験研究機関、最終製品を生産する川下製造業者等によって構成される共同体

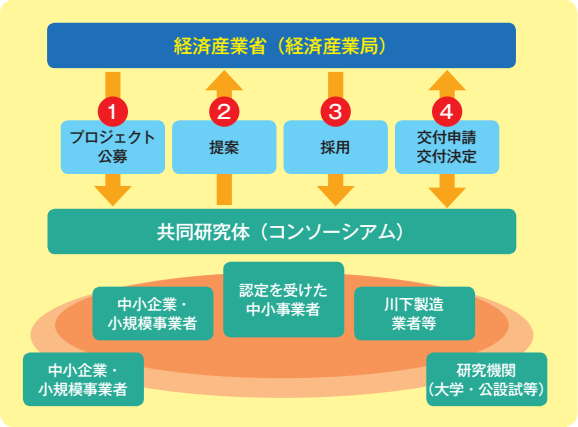

支援内容

（1）事業期間：2年度又は3年度
（2）補助金額：初年度4,500万円以下（2年度目は初年度交付決定額の2/3以内、3年度目は初年度交付決定額の1/2以内）
（3）補助率：大学・公設試等は定額（初年度は1,500万円を上限）、中小企業・小規模事業者等2/3
（4）公募時期：詳細が決まり次第中小企業庁ホームページに掲載します。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/index.html

事　例

1．森鉄工株式会社（佐賀県鹿島市）

連携先：佐賀県地域産業支援センター、（株）秦野精密、佐賀大学、佐賀県工業技術センター等
【事業テーマ】管状複雑形状部品の金属プレス加工技術開発
【具体的な効果】
課題：自動車業界等において、コスト削減のため、形状が複雑化した部品のプレス成形、加工にニーズが集まっていたが、加工工程が多くなること、金型やプレス機が大型化する等のコスト削減阻害要因が発生。
技術概要：多軸制御プレスの技術蓄積を持つ森鉄工（株）と金型系の技術を持つ(株）秦野精密が連携し、多軸精密制御型次世代プレス機及び多軸対応金型を開発。
【成果】ワンショットで複雑形状の成形を可能にする等、金型工程数の削減を達成。また、プレス機及び金型のサイズ縮小によるコストダウンを実現。

2．株式会社ファームノート（北海道帯広市）

連携先：（公財）とかち財団、（株）ハイテックシステム、帯広畜産大学、（株）ノベルズ
【事業テーマ】牛群管理システムと連携する牛個体の監視兼識別用デバイス及びゲートウェイの開発
【具体的な効果】
課題：経営の大規模化が進行する日本国内の酪農・畜産農家ではより効率的な農業経営が求められる。
技術概要：牛の健康状態を推定して飼育管理担当者に通知する機能を有する個体管理システムを開発。
【成果】発情・疾病兆候など注意すべき牛を自動的に選別し、通知するシステムの商品化に成功。
取得したデータは、個体差を考慮した分析が可能で、営農者は精度が高い異常検知をスマートフォンなどから得ることができる。

お問い合わせ先
●中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL.03-3501-1816
●最寄りの経済産業局（最終ページ参照）

③ 新サービス・試作品開発を行うための設備投資等にかかる資金を提供します

革新的ものづくり・商業・サービス開発支援事業

国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部支援を行うことを目的として実施しました。（平成28年度補正予算）

対象・要件

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下のいずれかに取り組むものであること。

1．革新的サービス
「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること

2．ものづくり技術
「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

支援内容

（1）補助金額
第四次産業革命型：3,000万円以下（※1）
一般型：1,000万円以下、小規模型：500万円以下（※2）
（2）補助率：2/3以内
（3）公募期間：平成28年11月14日～平成29年1月17日（※公募終了）
※1．第四次産業革命に向けて、IoT・AI・ロボットを活用する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援
※2．経営力向上に資する革新的ものづくり・商業・サービス開発を支援
雇用増(維持)をし、5%以上の賃金引上げについては、補助上限を倍増
最低賃金引上げの影響を受ける場合は補助上限をさらに1.5倍（上記と併せ補助上限は３倍）

事　例

阪和電子工業株式会社（和歌山県和歌山市）
※平成24年度補正予算ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金採択

【事業テーマ】静電気可視化装置の開発
阪和電子工業（株）では、肉眼では見えない静電気を可視化する装置を開発しました。これまでも静電気の発生を確認できる表面電位計は存在していましたが、それを色表示で判定できるようにした装置は業界初でした。
静電気によるトラブルが課題となっていた様々な業界に変革をもたらすとして大きな期待が寄せられています。

お問い合わせ先
- 全国事務局（全国中小企業団体中央会）　TEL.03-3523-4908
- 地域事務局（各都道府県中央会）　http://www.chuokai.or.jp/link/link-01.htm
- 中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL.03-3501-1816

2 技術開発・経営強化の支援

① 研究開発とその成果の事業化を一貫して支援します

中小企業技術革新制度（SBIR制度）

中小企業技術革新制度（SBIR制度）は、中小企業者の研究開発とその成果の事業化を一貫して支援する制度です。

SBIR制度では、毎年度、研究開発のための補助金・委託費等を「特定補助金等」として指定しています。

指定された特定補助金等の交付を受けた中小企業者は、研究開発成果の事業化にあたって様々な支援制度を活用することができます。

対象・要件

特定補助金等の交付を受けた中小企業者

【1．申請手続】

SBIR制度に基づく各種支援制度の利用にあたっては、特に新たな手続きは必要ありません。特定補助金等の交付を受ければ、自動的に支援制度が利用できます。（別途、支援制度の側で審査が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。）

【2．特定補助金等について】

指定された特定補助金等は、予算の年度ごとに中小企業庁ホームページで公表していますので、受けられた補助金が該当するかどうかご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/index.html

支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（10ページ参照）
- 中小企業信用保険法の特例（12ページ参照）
- 中小企業投資育成会社法の特例（12ページ参照）
- 特許料等の減免（13ページ参照）
- 入札参加機会の特例措置

国や関係機関の入札において、参加しようとする入札物件と同等以上の仕様の物件を製造できることを証明できれば、入札参加資格の等級（ランク）や過去の納入実績にかかわらず、入札参加が可能になります。

http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/gijut/sbir/21fy/100331NyusatsuGuideCreat.htm

- SBIR特設サイトでの事業PR

中小企業基盤整備機構が運営する中小企業ビジネス支援サイト「J-Net21」にSBIR特設サイトを開設しています。

SBIR特設サイトでは、特定補助金等の交付を受けた中小企業それぞれの専用ページを設けており、研究開発成果やその事業化・商品化情報などを自由に掲載し、PRしていただくことができます。

http://j-net21.smrj.go.jp/expand/sbir/index.html

お問い合わせ先 ●中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL.03-3501-1816

② 他の中小企業者との連携による新商品・新サービスの開発等を支援します

新連携

新連携（異分野連携新事業分野開拓）とは、事業の分野を異にする2社以上の中小企業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

対象・要件

異分野の中小企業者同士が連携して、新商品、新サービスの開発に取り組む「異分野連携新事業分野開拓計画」を策定し、その内容を国から認定を受けたもの

【1.「異分野」とは】
日本標準産業分類における細分類（4桁）が異なるものをいう。
※ただし、同分類であっても持ち寄る経営資源が異なれば異分野とする。

【2.「新事業分野」とは】
①新商品の開発又は生産
②新役務の開発又は提供
③商品の新たな生産又は販売方法の導入
④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をいう。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とする。

【3.「新たな事業分野の開拓」とは】
市場において事業を成立させること。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立すること。

【4. 計画期間】
3年以上5年以内

【5. 財務面では】
「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要

支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（10ページ参照）
- 中小企業信用保険法の特例（12ページ参照）
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証（12ページ参照）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（12ページ参照）
- 特許料等の減免（13ページ参照）
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度（13ページ参照）
- 新事業創出支援事業
  新連携にチャレンジする際、事業計画作成から試作品開発、販路開拓まで事業段階に応じ、中小企業基盤整備機構の各種専門家等による支援が受けられます。

事　例

1．株式会社きものブレイン＜きもの総合加工業、きもの販売事業＞**（新潟県十日町市）**
連携先：魚沼整染株式会社＜繊維製品整理加工＞

【事業テーマ】イオン共有結合を用いたあらゆる繊維への撥水加工「ドリームケア」の事業化

全国2位のきものの産地である十日町市。しかし、国内では長らくきもの市場の縮小が続いていました。
この状況を打破すべく、きものの丸洗いや染み抜き等のアフターケアを提供してきた同社は、地元企業であり染色のプロ、魚沼整染(株)と連携し、汚れが付きにくく、家で簡単に水洗いできる撥水加工「ドリームケア」を開発しました。

2．株式会社ベスト＜食事宅配、給食受託及び高齢者ソフト食の事業展開＞**（山形県鶴岡市）**連携先：株式会社シリカ高研＜シリコーンゴム成形加工＞

【事業テーマ】高齢者及び咀嚼・嚥下力の低下した方向けの新ソフト介護食の量産化・市場化のサービス事業展開

(株)ベストは食べることの喜びを生涯にわたり実感できる食のクオリティ・ライフを目指した新ソフト介護食の商品化に成功しました。
同社が持つ「素材を嚥下食用に再加工する技術」と(株)シリカ高研の「素材そのものから型取りした型枠」を採用し、見た目や食材としての再現性において、既存競合商品とは一線を画する商品となっています。

商業・サービス競争力強化連携支援事業

異業種分野の事業者との連携を通じて行う新しいサービスモデルの開発等に係る経費（機械装置費、人件費、マーケティング調査費等）を補助します。

対象・要件

新連携（異分野連携新事業分野開拓計画）の事業計画認定を受け、産学官で連携し、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」に沿って行う新しいサービスモデルの開発等を行う中小企業者

支援内容

（1）事業期間：2年度
（2）補助金額：初年度3,000万円以下
（3）補助率：2/3以内
（4）公募時期：平成29年3月中旬～平成29年4月中旬予定
※2年目は初年度の補助金交付決定額と同額を上限として補助

お問い合わせ先
●中小企業庁技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL.03-3501-1816
●最寄りの経済産業局（最終ページ参照）

③ 新たな事業活動や本業の成長による経営の向上を支援します

経営革新

経営革新とは、事業者が新事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいいます。

対象・要件

中小企業者が、新商品、新サービスの開発等の新事業活動に取り組む「経営革新計画」を策定し、その内容を都道府県（又は国）から承認を受けたもの

【1. 新事業活動であること】

企業の取り組む内容が、以下の4つのいずれかに該当し、自社にとって新しい取組であることが必要

①新商品の開発又は生産
②新役務の開発又は生産
③商品の新たな生産又は販売方式の導入
④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

ただし、業種ごとに同業の中小企業者（地域性の高いものについては同一地域における同業他社）における当該技術・方式等の導入状況を判断し、それぞれについて既に相当程度普及している技術・方式等の導入については支援対象外

【2. 計画期間】

3年以上5年以内

【3. 経営の相当程度の向上であること】

新事業活動によって、次の2つの指標が、計画終了時に相当程度向上することが必要

①「付加価値」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率
②「経常利益」の伸び率

≪目標伸び率について≫

	「付加価値額」又は「一人当たりの付加価値額」の伸び率	「経常利益」の伸び率
3年計画の場合	9%以上	3%以上
4年計画の場合	12%以上	4%以上
5年計画の場合	15%以上	5%以上

※付加価値額＝営業利益＋人件費＋減価償却費
経常利益＝営業利益－営業外費用（支払利息・新株発行費など）

支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（10ページ参照）
- 中小企業信用保険法の特例（12ページ参照）
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証（12ページ参照）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（12ページ参照）
- 特許料等の減免（13ページ参照）
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度（13ページ参照）

お問い合わせ先
- 中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL.03-3501-1816
- 各都道府県の経営革新担当部署　http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/ken_tantouka.html

経営力向上

経営力向上とは、事業者が事業活動に有用な知識又は技能を有する人材の育成、財務内容の分析の結果の活用、商品又は役務の需要の動向に関する情報の活用、経営能率の向上のための情報システムの構築その他の経営資源を高度に利用する方法を導入して事業活動を行うことにより、経営能力を強化し、経営の向上を図ることをいいます。

対象・要件

中小企業者等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力向上に取り組む「経営力向上計画」を策定し、その内容を国から認定を受けたもの

【1．事業分野別指針】

経営力向上計画に取り組む事業分野（業種）において、「事業分野別指針」が策定されている場合は、当該指針を踏まえて経営力向上計画を策定すること。

※「事業分野別指針」が策定されていない事業分野（業種）については、「基本方針」を踏まえて経営力向上計画を策定すること。

※経営力向上計画の策定についての詳細は、以下の中小企業庁ホームページを参照。
http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html

【2．計画期間】

3年以上5年以内

支援内容

- 日本政策金融公庫の特別利率による融資制度（10ページ参照）
- 中小企業信用保険法の特例（12ページ参照）
- 食品流通構造改善促進機構による債務保証（12ページ参照）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例（12ページ参照）
- 日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット制度（13ページ参照）
- 取得設備に関する税制措置

中小企業者等は、一定の要件の下、認定経営力向上計画に基づき生産性を高める設備（機械装置・器具備品等）を取得した場合、固定資産税の課税標準が3年間半額になるほか、中小企業経営強化税制（15ページ参照）として特別償却や税額控除などの適用が受けられます。

- 中小企業基盤整備機構による債務保証

中堅クラスの企業等が経営力向上計画を実施するために必要な資金について、保証額最大25億円（保証割合50%、保証料率 有担保0.3%、無担保0.4%）の債務の保証を受けられます。

- 商工中金による低利融資

経営力向上計画を策定した場合、商工中金の独自の融資制度により、低利融資を受けられます。

お問い合わせ先 ●経営力向上計画相談窓口　TEL03-3501-1957

3 事業実施にあたって活用できる支援制度
※各支援制度の利用については実施機関の審査が必要となります。

① 認定事業計画等の実施に必要な資金調達を支援します

日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

中小ものづくり高度化法・中小企業等経営強化法に基づく認定事業などを行うために必要な設備資金及び運転資金に対して、日本政策金融公庫の特別貸付が利用できます。

各種要件は融資を保証するものではなく、別途審査が必要となりますので事前に日本政策金融公庫にご相談ください。

＜中小ものづくり高度化法認定関連＞

対象・要件

中小ものづくり高度化法に基づく認定を受け、かつ以下のいずれかの要件を満たすもの
(1) 最近の決算において、赤字又は債務超過であること
(2) 最近における売上高、純利益又は売上高経常利益率が、前年同期又は２年前若しくは３年前の同期に比し減少していること
(3) (1)、(2) と同様に、困難な経営状況にあると認められること

支援内容

◯企業活力強化資金（中小企業事業）

貸付限度	直接貸付：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 代理貸付：1億2,000万円
貸付利率	基準利率▲0.9%（2億7,000万円まで）、基準利率（2億7,000万円超・土地取得資金）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

＜中小企業技術革新制度（SBIR制度）関連＞

対象・要件

中小企業技術革新制度（SBIR制度）の特定補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業を行うものであって、以下の各資金の貸付対象に該当するもの

支援内容

◯新事業育成資金（中小企業事業）

貸付対象	以下のすべてを満たすもの ①新事業の事業化から概ね７年以内 ②公庫が経営指導を行うことにより円滑な事業の遂行が可能と認められること
貸付限度	6億円
貸付利率	基準利率▲0.65%
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

◯新事業活動促進資金（国民生活事業）

貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	基準利率▲0.65%、基準利率（土地取得資金）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

○女性・若者／シニア起業家支援資金（中小企業事業・国民生活事業）

貸付対象	以下のいずれかを満たすもの ①女性、若年者（35歳未満）又は高齢者（55歳以上）のうち、新規開業して概ね７年以内のもの ②女性、若年者又は高齢者が経営する法人のうち、新規開業して概ね７年以内のもの
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	中小企業事業：基準利率▲0.65%（2億7,000万円まで）、基準利率（2億7,000万円超・土地取得資金） 国民生活事業：基準利率▲0.65%、基準利率（土地取得資金）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

○再挑戦支援資金（中小企業事業・国民生活事業）

貸付対象	以下のすべてを満たすもの ①新たに開業するもの又は開業後概ね７年以内のもの ②廃業歴等を有する個人又は廃業歴等を有する経営者が営む法人であること ③廃業時の負債が新たな事業に影響を与えない程度に整理される見込み等であること ④廃業の理由・事業がやむを得ないもの等であること
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	中小企業事業：基準利率▲0.65%（2億7,000万円まで）、基準利率（2億7,000万円超・土地取得資金） 国民生活事業：基準利率▲0.65%、基準利率（土地取得資金）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

○新規開業支援資金（国民生活事業）

貸付対象	以下のいずれかを満たすもの（一部対象外業種あり） ①現在雇用されている企業と同一業種の事業を新規開業しようとする者であって、 次のいずれかに該当するもの イ　現在雇用されている企業に継続して6年以上勤務している者 ロ　現在雇用されている企業と同一業種に通算して6年以上勤務している者 ②大学等で修得した技能等と密接に関連した職種に継続して2年以上勤務した者であって、その職種と密接に関連した業種の事業を始める者 ③技術やサービス等に工夫を加え多様なニーズに対応する事業を始める者 ④雇用の創出を伴う事業を始める者 ⑤産業競争力強化法に規定される認定特定創業支援事業を受けて事業を始める者 ⑥地域創業促進支援事業による支援を受けて事業を始める者 ⑦公庫が参加する地域の創業支援ネットワークから支援を受けて事業を始める者 ⑧民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める者 ⑨前①から⑧に該当せず事業を始める者であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力があると公庫が認めたもので、1,000万円以内を限度として本資金を利用するもの ⑩①～⑨のいずれかを満たして新規開業して概ね7年以内の者
貸付限度	7,200万円（うち運転資金4,800万円） 前⑨の要件に該当する者及び同要件を満たして新規開業して概ね7年以内の者は1,000万円
貸付利率	基準利率▲0.65%、基準利率（土地取得資金）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

＜新連携、経営革新、経営力向上計画関連＞

対象・要件

中小企業等経営強化法に規定する各種計画（新連携・経営革新・経営力向上）の承認・認定を受けた者

支援内容

○新事業活動促進資金（中小企業事業・国民生活事業）

貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	中小企業事業：基準利率▲0.65%（経営力向上のみ基準利率▲0.9%）（2億7,000万円まで）、基準利率（2億7,000万円超・土地取得資金） 国民生活事業：基準利率▲0.65%（経営力向上のみ基準利率▲0.9%）、基準利率（土地取得資金）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

お問い合わせ先　日本政策金融公庫　全国各店舗　https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html
事業資金相談ダイヤル　TEL.0120-154-505

② 債務保証や投資の特例が受けられます

対象・要件

①中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた中小企業者
②中小企業等経営強化法に基づく承認・認定（新連携・経営革新・経営力向上）を受けた中小企業者
③中小企業技術革新制度（SBIR制度）の特定補助金等の交付を受けた中小企業者

中小企業信用保険法の特例（信用保証）

信用保証制度とは、中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行う制度です。特例措置により、保証の別枠設定や限度額引き上げがあります。
対象・要件③は新事業開拓保証のみ対象となります。

支援内容

●普通保証等の別枠設定

通常の付保限度額と同枠の別枠を設けています。

対象	通常	別枠
普通保証	2億円	2億円
無担保保証 （うち特別小口）	8,000万円 （うち1,250万円）	8,000万円 （うち1,250万円）

●新事業開拓保証・海外投資関係保証の限度額引き上げ

付保限度額が2億円から3億円に引き上げられます。

お問い合わせ先
●（一社）全国信用保証協会連合会　TEL.03-6823-1200
●各都道府県の信用保証協会

食品流通構造改善促進機構による債務保証

金融機関から融資を受ける際に、食品流通構造改善促進機構から債務保証が受けられます。
対象・要件②に該当する食品製造業者等のみ対象になります。

支援内容

認定事業等の実施に必要な資金について、民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう食品流通構造改善促進機構から6億5,000万円を限度として債務保証を受けられます。

お問い合わせ先
●公益財団法人 食品流通構造改善促進機構 基金推進グループ　TEL.03-5809-2176

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業者の成長段階に応じて適切な投資育成を行うことで中小企業者の成長発展を支援します。

支援内容

資本金が3億円以下の株式会社又は資本金が3億円の株式会社の設立を検討している方は、中小企業投資育成株式会社から投資を受けることができます。
対象・要件に該当する中小企業者は、特例措置により、3億円を超える会社についても投資の対象となります。

お問い合わせ先
●東京中小企業投資育成株式会社　TEL.03-5469-1811
●名古屋中小企業投資育成株式会社　TEL.052-581-9541
●大阪中小企業投資育成株式会社　TEL.06-6459-1700

③ 特許料などの減免が受けられます

研究開発型中小企業の特許料・審査請求料の減免措置

一定の要件を満たす中小企業者は、特許料・審査請求料の減免を受けることができます。

対象・要件

以下のいずれかの認定計画等の成果に関する発明
①中小ものづくり高度化法に基づく認定を受けた研究開発計画
②中小企業等経営強化法に基づく認定・承認を受けた計画（新連携・経営革新）
③中小企業技術革新制度（SBIR制度）の特定補助金等の交付を受けて行う事業
※事業開始から事業終了後２年以内に出願されたものが対象となります。
特許庁への提出前に、経済産業局等へ軽減申請書などを送付し、確認書の交付を受ける必要があります。

支援内容

特許料（第1～10年分）、審査請求料が半額軽減

お問い合わせ先
●特許庁　総務課調整班　TEL.03-3581-1101
●経済産業省　産業技術環境局　産業技術政策課　TEL.03-3501-1773

④ 海外展開に伴う資金調達を支援します

スタンドバイ・クレジット制度

海外の現地金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、日本政策金融公庫が信用状を発行し、その債務を保証する制度です。

対象・要件

中小企業等経営強化法に基づく事業（新連携・経営革新・経営力向上）などが対象となります。

支援内容

○日本政策金融公庫法の特例に基づく債務保証制度（スタンドバイ・クレジット制度）

保証の方法	信用状（スタンドバイ・クレジット）の発行
補償限度額	1法人あたり4億5,000万円
補償料率	信用リスク・信用状有効期間等に応じた所定の料率
信用状の有効期間	1年以上6年以内
保証の対象となる借入れ条件	（融資金額）信用状の補償金額の範囲内 （資金使途）承認又は認定を受けた計画事業を行うための設備資金及び長期運転資金 （融資期間）1年以上5年以内

お問い合わせ先
●日本政策金融公庫　中小企業事業　各支店
事業資金相談ダイヤル　TEL.0120-154-505

⑤ 試験研究費・設備導入費の税額控除や特別償却の適用があります

対象・要件

青色申告書を提出する中小企業者等（※）

※中小企業者等とは

①資本金または出資金の額が1億円以下の法人

②資本金または出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

③常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主　等

研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

支援内容

研究開発を行った場合、その試験研究費（※1）の一定割合について法人税・所得税額控除の適用を受けることができます。また、中小企業者等については、控除率・控除上限が優遇されます。

※１．試験研究費には、「製品の製造」又は「技術の改良、考案若しくは発明」にかかる研究開発費に加え、新たに「対価を得て提供する役務の開発に係る試験研究に要する費用（AIやビッグデータ等を活用した高付加価値なサービス開発など）」が対象になりました。

研究開発税制の概要

研究開発税制は『A 総額型（中小企業技術基盤強化税制）』『B オープンイノベーション型』『C 高水準型』で構成されており、概要は以下のとおりです。

【適用期限：時限措置については平成30年度まで】

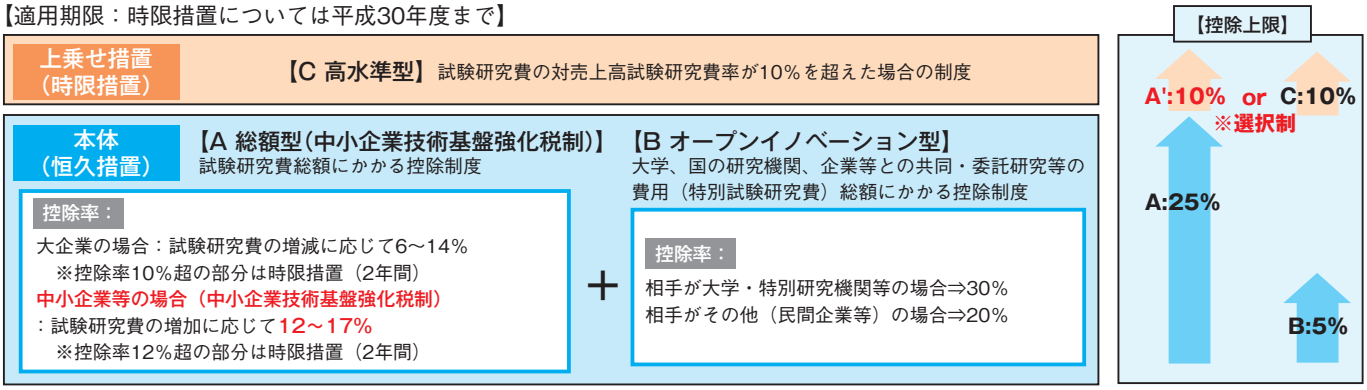

※総額型の控除上限（A'）については、①対売上高試験研究費率が10%超の場合に、その割合に応じて0～10%を上乗せ、又は②中小企業技術基盤強化税制において、試験研究費増加割合5%超の場合に、10%上乗せされます。ただし、いずれも高水準型（上記C）と選択制となります。

＜A 総額型（中小企業技術基盤強化税制）＞【恒久措置（※2）】

試験研究費の一定割合の金額をその事業年度の法人税額から控除することを認めるもので、中小企業者等については、中小企業技術基盤強化税制として、控除率・控除上限が優遇されています。

◆ 控除率・・・試験研究費の増加率に応じて12%～17%（大企業は6%～14%）

◆ 控除上限・・・25%（増加率が5%超えの場合は35%（※3））

※２．控除率12%超えの部分と、控除上限10%上乗せ部分については時限措置。

※３．控除上限10%上乗せについては、『C 高水準型』との選択制。

＜B オープンイノベーション型＞【恒久措置】

大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用（特別試験研究費）又は中小企業者に支払う知的財産権の使用料がある場合、当該企業が負担した特別試験研究費の一定割合を法人税から控除できます。

◆ 控除率：相手方が大学・特別研究機関等の場合⇒30%
　　相手方がその他（民間企業等）の場合⇒20%

◆ 控除上限：5%

＜C 高水準型＞【時限措置】

試験研究費の売上高に占める割合が10%を越える場合、その超えた部分について税額を控除できます。
◆ 控除率：超過税額控除割合（試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じた割合）
◆ 控除上限：10%
※本資料は中小企業技術基盤強化税制（研究開発税制）に関する概要を簡単に説明したものです。
より、詳しい制度の説明については、以下のホームページ等をご参照ください。
○経済産業省ホームページ　研究開発税制
http://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax.html

中小企業経営強化税制

支援内容

中小企業等経営強化法に基づき、認定を受けた経営力向上計画に従って、平成29年4月1日から平成31年3月31日までに行われた設備投資について、即時償却又は10%の税額控除（※1）の適用を受けることができます。
※１．資本金3,000万円超の法人の場合、7%の税額控除

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要件	①経営力向上計画の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営力向上計画の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	○機械装置（単品160万円以上） ○測定工具及び検査工具（単品30万円以上） ○器具備品（単品30万円以上）：試験・測定機器、冷凍陳列棚など ○建物付属設備（単品60万円以上）：ボイラー・LED照明、空調など ○ソフトウェア（単品70万円以上）：情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの	○機械・装置（単品160万円以上） ○工具（単品30万円以上） ○器具・備品（単品30万円以上） ○建物附属設備（単品60万円以上） ○ソフトウェア（単品70万円以上）
確認者	工業会等	経済産業局
その他要件	○生産等設備を構成するものであること（事業の用に直接供される設備が対象） ○国内への投資であること ○中古資産・貸付資産でないこと　など	

中小企業投資促進税制

支援内容

平成31年3月31日までに、機械装置等の対象設備・資産を導入された場合、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（※1）の適用を受けることができます。
※１．資本金3,000万円超の法人には税額控除が適用できません。
●対象設備（※2）
・機械・装置（単品160万円以上）
・測定工具及び検査工具（単品120万円以上、単品30万円以上かつ複数合計120万円以上）
・一定のソフトウェア（複数合計70万円以上）
・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）
・内航船舶（取得価格の75%が対象）
※２．中古資産・貸付資産は対象外です。

お問い合わせ先【中小企業技術基盤強化税制】
●中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）　TEL．03-3501-1816
【中小企業経営強化税制・中小企業投資促進税制】
●中小企業庁　財務課　TEL．03-3501-5803
※本税制の適用にあたってのご質問（税制の対象に該当するかどうか等）は、税理士又は最寄りの税務署等にお問い合わせください。

1 IT導入支援策

① ITの導入資金を提供します

サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

中小企業者等が経営強化法の事業分野別指針に沿うような生産性向上に係る計画を策定し、ITツール（ソフトウェア、サービス等）を導入する際の経費の一部を補助します。

対象・要件

IT導入補助金事務局ホームページに対象サービスとして公開されたITツールを導入し、労働生産性の伸び率が、3年後1％以上、4年後1.5％以上、5年後2％以上又はこれと同等以上の生産性向上を目標とした計画に取り組む中小企業者等

※１．IT導入補助金事務局ホームページ（補助対象のITツールを検索できます）
https://www.it-hojo.jp　または、「IT導入補助金」で検索
※２．労働生産性＝粗利益（売上－原価）／（従業員数×1人当たり勤務時間（年平均））で算出された値
※３．生産性向上を目標とした計画を設定ができない場合は、顧客数、外国人客数、取引業者数、取引品目数、診療報酬点数等の導入したITツールによる生産性向上指数に類する独自の数値目標を設定

支援内容

（1）補助対象経費：ソフトウェア、サービス導入費
（2）補助率：2/3以内
（3）補助金額：100万円以下（下限額：20万円）

※１．ハードウェアは対象外
※２．新規ホームページの開設・運営、クラウドサービス等利用料は、導入後1年間分のみ対象

利用案内

①支援機関・専門家に相談
よろず支援拠点又は地域プラットフォームでもIT導入等について相談できます。より専門的な知見をもつIT専門家等の支援が必要な場合には、IT専門家等による支援を年３回まで無料で受けることもできます（詳しくは18ページの「IT関連の専門家等派遣事業」をご覧ください）。
②ITツールの選定
支援機関・専門家への相談結果やIT導入補助金事務局ホームページに掲載されている補助対象ITツールの情報等を参考に、自社に導入するITツールを選定してください。
③IT導入支援事業者へ連絡
IT導入支援事業者とは、補助対象となるITツールを提供する者として本事業で登録された事業者（ITベンダー等）です。IT導入補助金の公募要領を確認の上、選定したITツールを提供するIT導入支援事業者に連絡し、補助金の申請に必要な自社情報等を伝えてください（IT導入支援事業者が代理で補助金の申請等の手続を行います。）。

お問い合わせ先 ●サービス等生産性向上IT導入支援事業 コールセンター
TEL.0570-013-330（9:30～17:30／月曜～金曜（祝日除く））
Mail:info01@it-hojo.jp

② ITを活用した設備投資を支援します

日本政策金融公庫の特別利率による融資制度

ITを活用した事業を行う際、日本政策金融公庫の特別貸付が利用できます。

対象・要件

IT活用のための投資を行う中小企業者

支援内容

○IT活用促進資金
情報化を進めるために必要な、情報化投資を構成する設備などの取得に係る設備資金や、ソフトウェアの取得・制作などに係る運転資金の融資を受けることができます。

貸付対象	①電子計算機等（ソフトウェアを含む） ②周辺装置（モデムなどの通信装置など） ③端末装置（多機能情報端末など） ④被制御装置（高度数値制御加工装置（CNC）や自動搬送装置など） ⑤関連設備（LANケーブルや電源設備など） ⑥関連建物・構築物（上記装置および設備の導入に併せてその取得に必要不可欠な建物・構築物およびそれらの設置に必要不可欠な土地） ⑦その他の設備（その他情報化投資を構成する設備であって、必要と認められたもの）
資金使途	設備を取得するために必要とする設備資金及び運転資金
貸付限度	中小企業事業：7億2,000万円（うち運転資金2億5,000万円） 国民生活事業：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
貸付利率	基準利率～基準利率▲0.9%（※1）
貸付期間	設備資金：20年以内　運転資金：7年以内

※１．以下のいずれかに該当する方で一定の要件を満たす方は特別利率が適用されます
・基幹業務にITを活用する方（情報セキュリティ対策を2つ以上講じる場合に限る）
・IoTの導入に際して専門家の助言・指導を受けている方（※2）
・軽減税率対応のための設備を取得する方
・ケーブルテレビ業を営む方
※２．「戦略的CIO育成支援事業」、「スマートものづくり応援隊」、その他公的機関からの専門家派遣制度を活用した専門家からのIoT導入に係る助言・指導を受けている方

お問い合わせ先　日本政策金融公庫　全国各店舗　https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html
事業資金相談ダイヤル　TEL.0120-154-505

IT設備導入に関する税制優遇措置

中小企業者等が一定の器具・備品（パソコン、デジタル複合機等）やソフトウェア等を導入した場合、特別償却や税額控除などの適用が受けられます。（15ページ参照）

2 IT導入計画の策定支援

① 専門的知識や経験を持つ専門家がIT導入計画の策定を支援します

戦略的CIO育成支援事業

高度なITスキルを有する専門家を派遣し、情報セキュリティにも配慮しつつ、IT導入・運用のプロジェクトに対するアドバイスを行うと同時に、ITを活用した経営課題の解決を通じ、プロジェクトのリーダーが企業内CIOとして求められるスキルを習得することを支援します。

対象・要件

中長期的な経営戦略の実行のためにITを組織的に活用しようとする中小企業者

支援内容

（1）派遣専門家：CIO経験者、中小企業診断士、ITコーディネーターなど、経営上の問題点・課題をITの活用により解決した実務経験・支援実績を有するアドバイザー
（2）派遣費用：17,200円（税込）／人・日
（3）派遣期間：6ヶ月～1年以内

お問い合わせ先 ●中小企業基盤整備機構　経営支援部　経営支援課　TEL.03-5470-1564

IT関連の専門家等派遣事業

ITを活用した経営戦略の策定からITの導入に至るまで様々なステージの取組を支援するため、IT関連の専門家等を派遣し、専門的見地からの支援を行います。

対象・要件

ITを活用して経営課題を解決したい中小企業

支援内容

（1）相談窓口：よろず支援拠点又は地域プラットフォーム
（2）派遣専門家：ITコーディネーターその他の公的資格を有する者等、豊富な経営支援の実績のあるアドバイザー（専門家検索ページで検索できます）
（3）派遣費用：無料（年3回まで）

※1．よろず支援拠点又は地域プラットフォームの構成機関が、中小企業者等からの相談対応を行い、当該中小企業者等の課題の整理・抽出を行った上で、当該機関では対応困難な高度・専門的な課題について、専門家を派遣します。
※2．よろず支援拠点・地域プラットフォーム 検索ページ
https://www.mirasapo.jp/regionplatform/index.html　または、「よろず支援拠点」で検索
※3．専門家検索ページ
https://www.mirasapo.jp/specialist/　または、「ミラサポ専門家」で検索
専門家を検索するためには中小企業向け施策総合ポータルサイト「ミラサポ」への会員登録が必要となります。

お問い合わせ先 ●中小企業庁　経営支援課　TEL.03-3501-1763
最寄りのよろず支援拠点又は地域プラットフォーム
（連絡先は上記ホームページを御確認ください。）

② IoTやロボット導入を支援します

スマートものづくり応援隊

製造現場の経験が豊富な企業OBやIoT・ロボットに知見を有する人材等を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場へ派遣し、企業の生産性向上や新規事業開拓を支援・促進します。

対象・要件

カイゼン活動（IoTやロボット等の活用を含む）を通じて経営課題を解決したい製造業の中小企業

支援内容

（1）相談受付窓口：スマートものづくり応援隊拠点
（平成28年度は山形県・埼玉県・岐阜県・大阪府・北九州の5拠点を設置。平成29年度中に追加設置予定。）
（2）派遣専門家：製造現場の経験が豊富でIoT・ロボットに知見を有する専門家
（3）派遣費用：各拠点により異なります。

※1．スマートものづくり応援隊拠点一覧
「スマートものづくり応援隊拠点」 で検索
※2．ご不明な点や詳細については、下記問合せ先までご連絡ください。

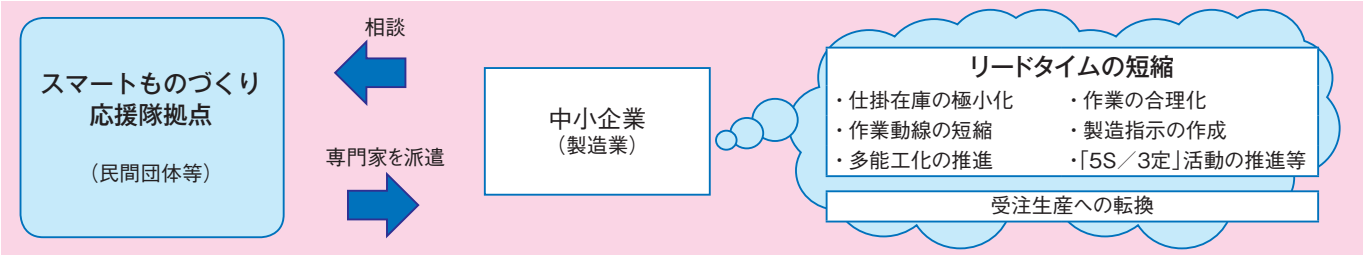

お問い合わせ先 ●経済産業省　製造産業局　参事官室　TEL.03-3501-1689
Mail:kaizen@meti.go.jp

スマートものづくり応援ツール・IoTユースケースオンラインマップ

中小企業がIoTを活用するに当たって「IoTで何ができるのか分からない」等の課題を解決するため、中小企業が導入しやすいIoTの活用事例や役立つツール等を集め、ホームページで公表しています。

<スマートものづくり応援ツール>

製造業の中小企業がより簡単に、低コストで使える既存のアプリケーション・センサーモジュール等のツール情報を全国から募集し、「スマートフォンなどの身近なデバイスを活用し、稼動情報の見える化を行うツール」等、106件のツールを「スマートものづくり応援ツール」として取りまとめ、公表しています。

<IoTユースケースオンラインマップ>

日本全国のIoT活用事例を収集し、事例情報や問い合わせ先情報を地図上で表示した「IoTユースケースオンラインマップ」を公表しています。今後もIoT活用事例の情報の充実化を図っていきます。

掲載ホームページ（ロボット革命イニシアティブ協議会ホームページ）
https://www.jmfrri.gr.jp/index.html

お問い合わせ先 ●経済産業省　製造産業局　ものづくり政策審議室　TEL.03-3501-1689
●ロボット革命イニシアティブ協議会　TEL.03-3434-6571

お問い合わせ先

中小企業電話相談ナビダイヤル

受付時間　平日（月曜日～金曜日）　9:00～17:30

0570-064-350

※通信料は発信者側の負担となります
※ＰＨＳ電話等一部の電話からはご利用になれません

■お近くの経済産業局中小企業課に繋がります。

がんばる中小企業 経営相談ホットライン

受付時間　平日（月曜日～金曜日）　9:00～17:00

0570-009-111

※通信料は発信者側の負担となります
※ＰＨＳ電話等一部の電話からはご利用になれません

■経営に関することなら、何でもお気軽にご相談ください。

地方経済産業局

○中小ものづくり高度化法、戦略的基盤技術高度化支援事業

北海道経済産業局	地域経済部産業技術課	011-709-5441
東北経済産業局	地域経済部産業技術課	022-221-4897
関東経済産業局	産業部製造産業課	048-600-0307
中部経済産業局	地域経済部産業技術課	052-951-2774
近畿経済産業局	地域経済部産業技術課	06-6966-6017
中国経済産業局	地域経済部産業技術連携課	082-224-5680
四国経済産業局	地域経済部産業技術課	087-811-8518
九州経済産業局	地域経済部産業技術課	092-482-5464
沖縄総合事務局	経済産業部地域経済課	098-866-1730

○新連携、商業・サービス競争力強化連携支援事業

北海道経済産業局	産業部中小企業課	011-756-6718
東北経済産業局	産業部経営支援課新事業促進室	022-221-4923
関東経済産業局	産業部中小企業課	048-600-0394
中部経済産業局	産業部経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	産業部産業振興室	06-6966-6054
中国経済産業局	産業部経営支援課	082-224-5658
四国経済産業局	産業部中小企業課新事業促進室	087-811-8562
九州経済産業局	産業部中小企業課中小企業経営支援室	092-482-5508
沖縄総合事務局	経済産業部中小企業課	098-866-1755

冊子についてのお問い合わせ

〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1　TEL.03-3501-1816
中小企業庁　技術・経営革新課（イノベーション課）

2017年3月